審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　産業労働部　流通・貿易課

法令名	輸出水産業の振興に関する法律	法令番号	昭和 29 年法律第 154 号
手続名	輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録	根拠条項	法第３条

審査基準

審査基準としては、輸出水産業の振興に関する法律第３条の３の規定を適用する。

※参照（輸出水産業の振興に関する法律第３条の３）

第３条の３　都道府県知事は、第３条第１項の登録の申請があったときは、次の各号の１に該当する場合を除き、登録をしなければならない。

１　申請に係る事業場の前条第１項第４号の農林水産省令で定める製造施設が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。

２　申請に係る事業場における前条第 1 項第 5 号の農林水産省令で定める技術者の資格及び数が農林水産省令で定める基準に適合しないとき。

３　他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する事業を営む者については、申請に係る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な程度まで権原に基づいて利用することができないと認められるとき。

２　農林水産大臣は、前項第１号及び第２号の農林水産省令を制定し、又は改正するには、輸出水産物の品質の改善及び声価の向上に資するようにしなければならない。

受付機関	流通・貿易課	処理機関	流通・貿易課	交付機関	流通・貿易課	標準処理期間　20 日 標準経由期間　日	目次 No.	5